

産業機械業界における 自主行動計画フォローアップ調査について

2022年3月3日

一般社団法人日本産業機械工業会

1. これまでの取組（周知・啓発等）

- 近畿経済産業局長、製造産業局 産業機械課に出席いただいた関西大会（理事会、運営幹事会及び関西地区会員との合同会議）（会長、副会長を含む70名出席）において、「協力企業との適正取引の推進に向けた行動計画」改正を決議【2021年11月】
- 官邸で開催された「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議」への斎藤会長出席【2021年12月】
- 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化に関する事業者団体に対する要請」「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」について、全会員に周知【2021年12月】
- 当工業会の委員会（適正取引自主行動計画推進委員会）で、適正取引の進捗、当工業会の対応等を周知するとともに、一層の適正取引の推進を依頼した。【2021年10月、11月、12月】

2. 2021年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：2021年10月6日～10月29日
- ・ 調査企業：日本産業機械工業会の会員企業72社を対象
- ・ 回答企業：43社（前年度43社）
- ・ 回答率：60%（前年度60%）

概観

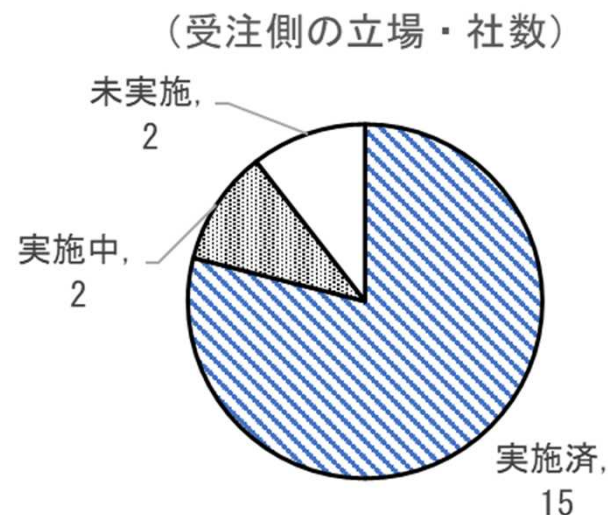
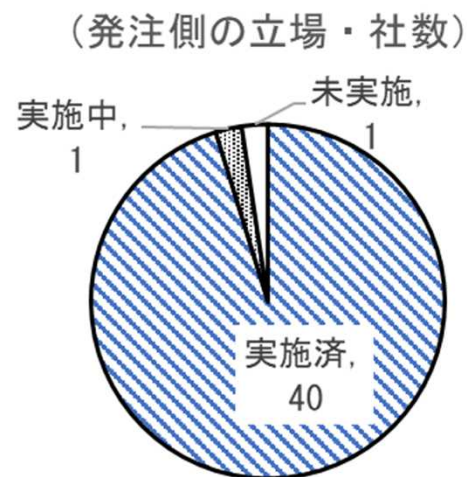
- ✓ 「原価低減要請の方法」に関する振興基準の徹底は、発注側・受注側ともに、ほとんどが実施済・実施中。
- ✓ 「型管理の適正化」は、概ね実施済・実施中。
- ✓ 「下請代金の支払い」については、手形払いが半数以上を占め、手形サイトは120日が過半。
- ✓ 「約束手形の利用廃止」の検討を進めているが、廃止時期は未定。
- ✓ 「知的財産の適正な取引」の実現に向けて、ほとんどが取り組みを実施中。

3. 2021年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み ①原価低減要望

設問6 貴社は、原価低減要請の方法について、口頭での要請等、振興基準（自主行動計画）に記載された望ましくない事例を行わないことを徹底していますか。／貴社が「受注側の立場」では、同内容が発注側企業において徹底されていますか。

- ・ 殆どの企業が実施済み、若しくは実施中との回答。
- ・ 未実施は発注側1社・受注側2社。自主行動計画の更なる周知に取り組む。



3. 2021年度フォローアップ調査結果と分析

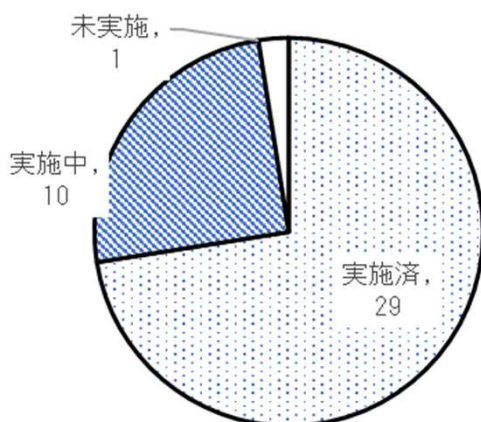
重点課題に対する取り組み ②型管理の適正化

設問 10 以下の項目に関するルールやマニュアル（取り決め）を整備していますか。

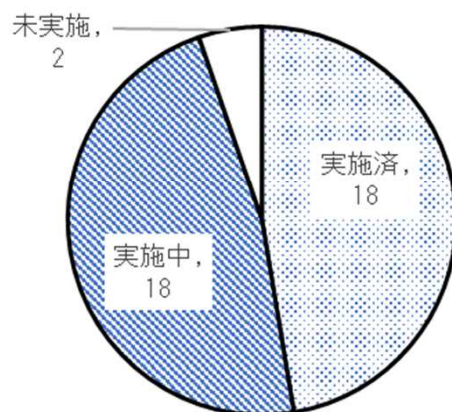
- 発注側・受注側ともに、概ね「実施済」「実施中」。
- 「未実施」企業が発注側・受注側ともに数社あり。
- 産業機械業界は、多種多様な製品を様々な工程で製造しており、一律に型管理の進捗状況を評価することは難しいものの、発注側・受注側が連携しながら、金型レス工法を始めとするイノベーションの推進等を通じて更なる適正化に取り組む。

(発注側)

①必要な費用の記載（社数）

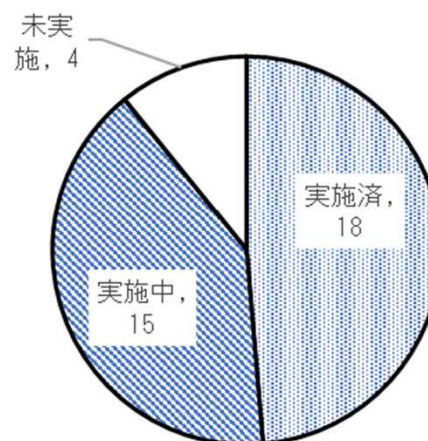


②保管義務の記載（社数）

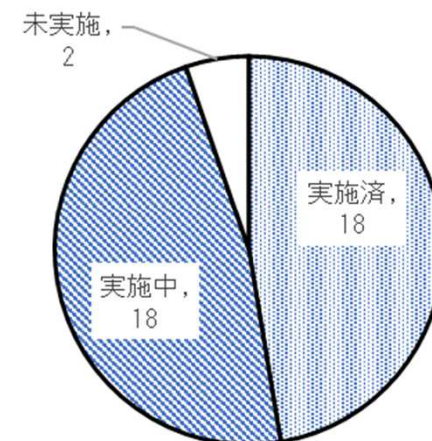


(受注側)

①必要な費用の記載（社数）



②保管義務の記載（社数）



3. 2021年度フォローアップ調査結果と分析

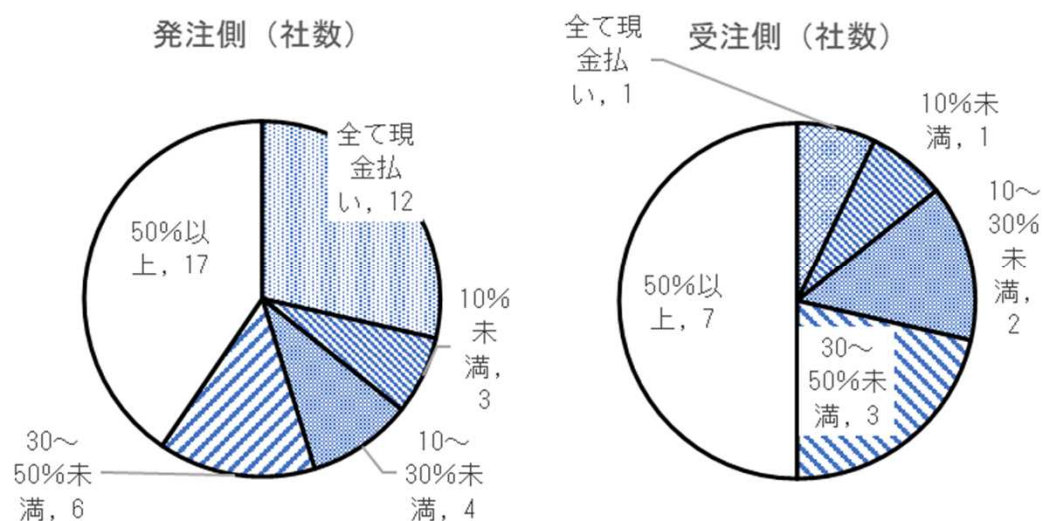
重点課題に対する取り組み ③下請代金の手形払い

設問 2 5 下請代金を手形等で支払っている割合はどれくらいですか。

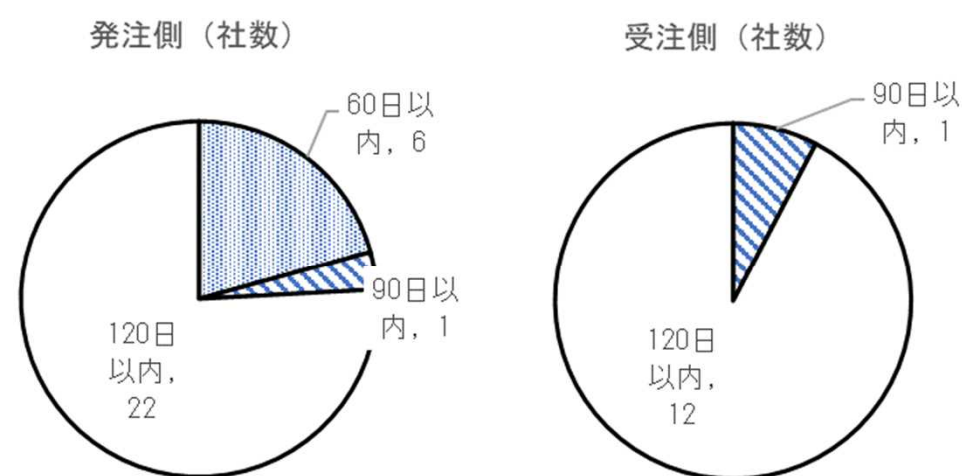
設問 2 7 下請代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトはどれくらいですか。

- ・手形払いが過半を占め、手形サイトは120日が最多。
- ・産業機械は受注生産品が中心であり、引き渡しまでに半年～1年以上の期間を要する大型機械やプラント等が多いため、協力会社に対する現金払いを進めにくい面がある。

(下請代金の手形払いの割合)



(手形等のサイト)



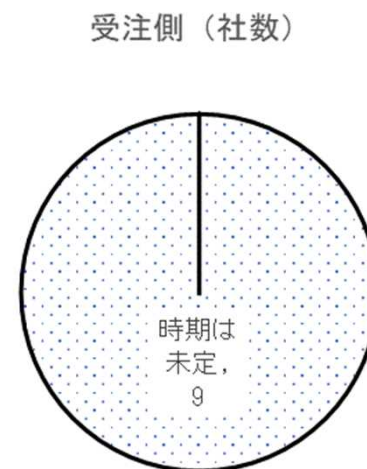
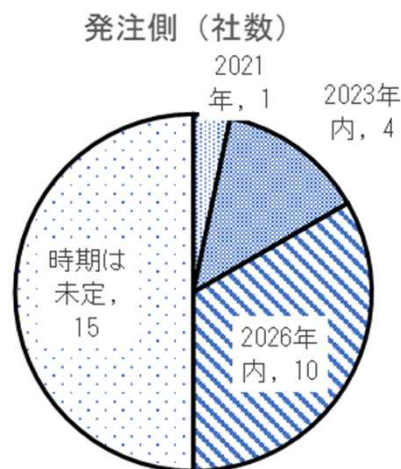
3. 2021年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み ④ 約束手形の利用廃止

設問 2 9 今後、下請代金の支払いについて、約束手形の利用の廃止を予定していますか。

- ・「時期は未定」の回答は、発注側で半数を占め、受注側で全てとなった。
- ・5年後までに廃止の予定がない理由（設問 3 1）として、「取引先が電子的決済手段に対応していないため（1社）」「取引先から約束手形の振出しを要望されるため（1社）」があがった。
- ・企業間取引のデジタル化に向けた環境整備が課題となっている。

（利用の廃止）

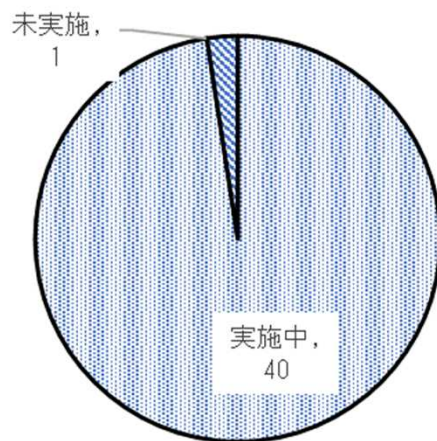


3. 2021年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み ⑤知的財産に関する適正な取引

設問 3 9 自身の企業において、知的財産（特許権や商標権のほか、営業秘密やノウハウも含む。以下同じ。）に関する適正な取引を実現するために、契約書や発注書面に知的財産のやりとりが発生する場合の利益分配や責任分担を明記するといった取組を実施していますか。

- ・ ほとんどが実施中であり、会員各社では適正な取引が推進されている。



4. パートナーシップ構築宣言への取組状況等

【取組状況】

- 会員企業数：150社
- 宣言企業数：21社（前回16社）
宣言企業内訳：
建設業3、鉄鋼業1、金属製品製造業1、はん用機械器具製造業1、
生産用機械器具製造業4、業務用機械器具製造業2、電気機械器具製造業3、
輸送用機械器具製造業3、その他の製造業3
- 割合：14.0%

【今後の取組】

- 会員各社への周知活動を継続して行う。

5. 今後の取組

【今後の取組】

- ・ 工業会では会員企業の新たな取組事例をとりまとめ、会員各社と情報共有を図っていく。

（取組事例）

- ✓ 手形での取引先に向けて「でんさいネット」利用についてのアナウンスを実施。
- ✓ 知的財産取引に関するガイドライン・ひな形を基に契約書の充実を検討。
- ✓ 価格見直し記録・履歴が容易に抽出できるように、システム及び帳票類を整備・改善。